

令和6年10月30日開催

令和6年度
燕市農業委員会第8回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月30日(水曜日)
午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 燕市中央公民館 中ホール

3. 出席委員 (24名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	23番 小杉 祥子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	24番 三浦 哲郎
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	25番 澁木 誠治
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	26番 江口 保
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	
6番 阿部 恵作	18番 玉木 美奈子	
7番 山田 直子	19番 澤口 隆行	
8番 岩野 稔	20番 土田 喜七	
9番 山崎 登美雄	21番 五十嵐 博子	
10番 江辺 耕一	22番 笹川 勇雄	

4. 欠席委員

欠席 0名

欠員 2名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第17号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 42 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 43 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

8 番 岩野 稔 9 番 山崎 登美雄

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、ありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は24名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第8回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号8番 岩野 稔 委員及び</p> <p>議席番号9番 山崎 登美雄 委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第16号から第17号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について」の報告であります。</p> <p>初めに利用権の解約であります。</p> <p>受付番号27番 八王寺字大西、他の田、計13筆、11,004㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号28番 道金字中曽根の田、1筆、955㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号29番 長所字前田川東、他の田畑、計7筆、9,258㎡、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号30番 吉田法花堂字下岡田の田、1筆、671㎡、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号31番 吉田法花堂字下岡田の田、計3筆、2,050㎡、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 32 番 吉田法花堂字下岡田の田、1 筆、143 m²、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 33 番 吉田法花堂字下岡田の田、計 2 筆、1,968 m²、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 34 番 富永字仲沖の田、1 筆、981 m²、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 35 番 富永字仲沖の田、計 3 筆、1,888 m²、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 36 番 富永字仲沖の田、計 2 筆、1,257 m²、公共用地提供に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 37 番 大川津字島畑の田、1 筆、619 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 38 番 大川津字島畑の田、計 2 筆、413 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 39 番 大川津字島畑の田、1 筆、423 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 40 番 大川津字島畑の田、1 筆、609 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 41 番 大川津字島畑の田、1 筆、415 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 42 番 中島字下表、他の田、計 5 筆、13,413 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 17 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 富永字腰廻の田畑、計 3 筆、1,548 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和 6 年 1 月 29 日、燕農委第 15371 号、農地法第 5 条、建売住宅 6 棟。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>

議 長	<p>それでは、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 13 番 勘新字浦田の畑、計 3 筆、488 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円。位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 14 番 吉田本町字藤島堤外の畑、1 筆、410 m²、契約内容は贈与。位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 15 番 熊森の田、1 筆、978 m²、契約内容は贈与。位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 10 月 23 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>10 月 23 日、午後 1 時 30 分より、市役所 4 階 401 会議室で、第 3 事前審査委員会、出席委員 11 名による審査を行いました。審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」</p>

議 長	て」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 吉田法花堂字中村の畑、1 筆、67 m²、転用目的は、農舎敷地拡張。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>当該地にプレハブ物置を設置し、既に農舎が建っている隣接地の土地と併せて一体的に利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 6 番 横田字寺表の田、1 筆、143 m²、転用目的は、住宅。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁をご覧ください。</p> <p>昭和 45 年に当該地と隣接地に自宅を新築しましたが、敷地の 1 筆が農地であることが判明し、転用申請をするものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 7 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、686 m²、転用目的は、集合住宅 8 戸及び駐車場 12 台。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。</p> <p>周辺が宅地化されてきており、幹線道路に近接し交通の便がよい当該地に集合住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 8 番 南七丁目の畑、1 筆、826 m²、転用目的は、倉庫。位</p>

事務局	<p>置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。</p> <p>金型製造業を営んでおり、資材を保管する倉庫が不足しており、倉庫を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」4 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 43 番 東太田字割の田、1 筆、234 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>勤務先近くの当該地を購入し、住宅を建設するもの</p>

事務局	<p>です。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される所であります。</p>
事務局	<p>受付番号 44 番 米納津字天神堂の畑、1 筆、280 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 7 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 9 頁をご覧ください。</p> <p>現在両親と同居しておりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を借入れ、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される所であります。</p>
事務局	<p>受付番号 45 番 中島字下表の田、計 2 筆、1,413 m²、転用目的はライスセンター。契約内容は売買、令和 7 年 8 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10 頁をご覧ください。</p> <p>中島地区などで水稻を中心に農業を営んでおりますが、規模拡大に伴い既存の乾燥調製施設では処理能力が不足し、農作業に支障をきたしているため、当該地を購入し、ライスセンターを建設するものです。申請地は、農振青地の第1種農地ですが、令和 6 年 10 月 10 日付けで燕市農業振興地域整備計画の用途変更が認められており、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられる所であります。</p> <p>なお、関係委員の案件として、受付番号 45 番に玉木委員の案件があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 45 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、関係委員の案件である 1 件を除く「農地法第 5 条の規定による許可申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 18 番 玉木美奈子委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 1 時 47 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件である受付番号 45 番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、受付番号 45 番について、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 1 時 50 分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「許可」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>

議 長	次に議案第 41 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 41 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号 11 番 吉田本町の田、計 4 筆、19,681 m ² 、移転時期は令和 6 年 11 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 11 月 30 日。位置図は議案資料の 11 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 12 番 長所字前田川東、他の田畑、計 7 筆、9,258 m ² 、移転時期は令和 6 年 11 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 11 月 30 日。位置図は議案資料の 12 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 13 番 吉田鴻巣字三方口の田、計 3 筆、3,084 m ² 、移転時期は令和 6 年 11 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 11 月 30 日。位置図は議案資料の 13 頁をご覧ください。
事務局	続いて利用権設定であります。 受付番号 14 番 五千石字大谷地の田、計 5 筆、4,612 m ² 、設定期間は令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年になります。以下、対価はお読み取り下さい。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転 3 件、利用権の再設定 1 件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

議 長	のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 42 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 42 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 147 番 粟生津字山王の田、計 3 筆、9,215 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 148 番 燕字割前の田、計 8 筆、7,275 m ² 、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	5 年の公社貸付は、2 件、10 筆、14,841 m ² となります。
事務局	続きまして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 92 番 粟生津字山王の田、計 3 筆、9,215 m ² 、設定期間は令和 16 年 12 月 31 日までの 10 年であります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 93 番 燕字割前の田、計 8 筆、7,275 m ² 、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	5 年の公社貸付は、2 件、10 筆、14,841 m ² となります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員

議 長	会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 3 件、公社貸付 3 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 43 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 43 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。 利用権の移転であります。 受付番号 3 番 小島字香語田の田、計 4 筆、9,227 m ² 、残期間は令和 16 年 2 月 5 日までの 9 年であります。
事務局	受付番号 4 番 砂子塚字浦田の田、計 2 筆、3,031 m ² 、残期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 7 年であります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の 2 件、意見は特になかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 41 号、第 42 号の案件につきましては、<u>11 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 00 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 30 日

総 会 議 長 和 田 正 春

議事録署名委員 岩 野 稔

議事録署名委員 小 崎 澄 美 雄
